

都営住宅の名義人承継の「原則配偶者のみ」に制限する制度の改定を
撤回することを求める意見書

平成18年6月2日、東京都住宅政策審議会は、東京都に対し「同居者による使用承継のさらなる厳格化」を提言する答申を出した。東京都は答申に基づき高齢者、障がい者、病弱者については配慮をするとしながらも、現在、親子間でも認められている都営住宅の使用承継を「原則として配偶者のみ」に制限することを決め、平成19年8月25日から実施すると発表した。国土交通省からも平成17年12月、公営住宅の入居者の承継を同居している配偶者にする旨の通知が出された。

現在、都営住宅は約26万戸。リストラやワーキングプアの増加、社会的格差の広がりの中、都営住宅など公営住宅の必要性は年々高まっている。この7年間に於いて新規都営住宅の建設は行われていない。都営住宅の需要にこたえて新規建設を推進することを要望するとともに居住者の安定を確保することは重要である。

三鷹市には、現在4,000戸の都営住宅がある。都営住宅には、親の介護のため、あるいは軽い障がいがあるために働きたくても職につくことのできない人、働いても少ない収入のため自立の困難な人など低収入の中、何とか生活しているさまざまな人がいる。親亡き後、都営住宅に継続して住み続けることができなくなれば、途端に家を失うことになり、死活問題となる。「住まいは人権」と言われる。住宅はその家族の生活の場である。それを奪うようなことは許されない。都営住宅における「親子承継の継続」は、居住者の不安を取り除き、人間らしく生きていくために必要不可欠である。

よって、本市議会は、東京都に対し、都営住宅の名義人承継を「原則配偶者のみ」に制限する使用承継制度の改定を撤回し、現行制度同様、親子間の承継を継続するよう求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年12月22日

三鷹市議会議長 石 井 良 司